

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業名	乳児等通園支援事業	提供区域	市全域
事業内容	▶保育所等の施設で、保育所等に入所していない乳児又は幼児（満3歳未満）に適切な遊びや生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談と子育てについての情報の提供、助言、援助を行う事業		

◆量の見込みと確保の内容

単位：人月

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み ①	-	23	21	20	20
0歳	-	8	7	7	7
1歳	-	9	8	8	8
2歳	-	6	6	5	5
確保の内容 ②		31	40	40	40
過不足 (②-①)		8	19	20	20

◆量の見込みと確保の内容（提供体制）

- 小規模保育園こすも、子育て世代包括支援センター、大城児童館、みなみ保育園、味噌保育園、篠岡保育園、(仮称)まことまはら保育園、とやまこども園、旭ヶ丘第二こども園、イオン小牧キッズ保育園、味噌キッズ保育園の11施設で確保します。
- 令和9年度以降は(仮称)第一こども園を加えることにより確保します。
- 今後、公立保育施設の建替えにあわせて実施を検討します。
- 地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。
- 幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

《量の見込みを変更した理由》

・前回提示した数値は国の計算式に基づくものですが、令和7年度に先行実施している自治体の利用実績を参考に、一時預かり事業の利用率を考慮した係数を乗じて算出したためです。